

令和7年度 留萌管内町村職員 採用資格試験案内

受付期間 令和6年7月5日(金)～8月5日(月)

第1次試験日 令和6年9月22日(日)

試験地 羽幌町

〒077-8585

留萌市住之江町2丁目1番2号 留萌合同庁舎内
電話 0164-43-4456

留萌町村会

1. 職務内容

試験区分		職務内容
初級	一般事務	町村長部局、教育委員会等各種委員会事務局、議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
初級	消防	消防署に勤務し、専門的業務に従事します。

2. 受験資格

初級職

平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方。

(高卒程度で短大卒・専門学校卒を含む。ただし、大学卒業及び卒業見込みは除く)

ただし、日本国籍を有しない者、地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。

----- 地方公務員法第16条（抜すい）-----

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となり、または競争試験を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

また、初級（消防）は次の身体等に関する要件が必要です。

なお、救急救命士資格取得者及び資格取得見込者の採用を優先します。

身長	160cm以上	視力	両眼とも裸眼視力0.3以上で矯正視力1.0以上
体重	50kg以上	色覚	正常な者
胸囲	身長の2分の1以上	聴力	左右正常であること
自動車運転免許		普通自動車運転免許を有する者（普通A.T.運転免許を除く）。 また、普通自動車運転免許を有する者は採用後3年内に自己負担で大型自動車運転免許を取得できる者。	
居住要件		採用時までに勤務地に居住できる者	

3. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

- ・初級職（高卒程度）一般事務……教養、作文、適性検査（9時～13時20分）
- ・初級職（高卒程度）消防……教養、作文、消防適性検査（2検査）
(9時～14時25分)

教養試験	公務員として必要な一般知識及び知能についての択一試験
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
適性検査	公務員に求められる資質について把握する検査
消防適性検査	消防職として必要な適性を有するかどうかについての択一試験

(2) 第2次試験

第1次試験合格者のうちから、採用町村において採用予定者に直接通知し、第2次試験として口頭試問と申込書記載事項について身上調査を行います。

4. 試験の日時、会場及び合格発表

- 日 時 令和6年9月22日(日)8時45分までに着席して下さい。
- 場 所 羽幌町役場 4階大会議室 羽幌町南町1番地1
電話 0164-62-1211
- 合格発表 10月中旬に管内各町村役場に受験番号を掲示するほか合格者のみに通知します。

5. 受験手続及び受付期間

受付期間			令和6年7月5日(金)から8月5日(月)まで（月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。土曜日・日曜日は受け付けません）なお、郵送の場合は8月5日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込書の入手法 いざな いして くだ さい。 かの 方 で 入	配付場所	留萌管内各町村役場総務課又は留萌町村会で配付しております。	
	プリントアウト	留萌管内各町村役場又は、北海道町村会のホームページから様式をプリントアウトしてください。この場合、試験申込書はA4サイズの用紙に両面印刷してください。	
	郵送	封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4用紙が入る大きさ）を必ず同封してください。	
申込方法及び申込先			○別添の令和7年度留萌管内町村職員「採用資格試験申込書」に、必要事項を必ずボールペンで自筆で記入し（パソコン等で作成したものは受理できません）留萌町村会へ郵送又は持参提出してください。 ○受験票は、後日送付しますので、63円切手を申込時に同封してください。 *申込書の住所は正確に記入してください。 *なお、8月30日(金)までに届かない場合は、留萌町村会にお問い合わせください。

令和7年度留萌管内町村職員採用予定一覧

(令和6年4月現在)

町 村 名	初 級 (一般事務)	初 級 (消 防)	備 考
増 毛 町	1	1	
小 平 町	3	3	
苦 前 町	1		
羽 幌 町	2		
初 山 別 村	1		
遠 別 町	2		
天 塩 町	2		

※採用予定者数については、欠員の状況等により今後変更となる場合があります。

6. 合格から採用まで

- 第1次試験合格者は、採用資格候補者名簿に登録され、この登録された方の中から採用町村が第2次試験を行い、各町村の任命権者が採用者を決定します。
- 採用候補者名簿は、令和7年4月以降の採用に対するもので、1年間有効ですが、その間に必ず採用されるものではありません。

7. そ の 他

- 受験の際、受験票に添付する写真が必要ですから、最近6ヶ月以内に帽子をつけないで上半身を写したもので本人であると確認できる写真（縦4cm、横3cm）を準備しておいて下さい。
- 身体に障害のある方で、試験当日の受験に際して車椅子等を使用するため特に要望のある方は、あらかじめご連絡願います。
- この試験についての不明な点は、留萌町村会へお問合せ下さい。